

# 東洋交通労働組合

〒115-0051

東京都北区神間5-4-51

TEL 03(5970)9304

<http://www.toyotetsu-union.jp>

発行/2021年3月14日

編集/教宣部

# 躍進

## 東洋交通労働組合

46-6号

(組合側) 新飛沫防止シールドの装着について進行状況はどうなっていますか?

(経営側) 2月に発注をして、

3月～4月には装着完了予定で

す。

(組合側) 不安定な状況は今

いっぽい続くだろうと言われて

ます。コロナ禍で約8万9千

人が解雇されているという状況

の中、「苦しい時にこの会社に

いて良かった」と思われるよう

な回答をして頂きたい。

(経営側) この時期に大切なこ

とは、どんなに大変な時でも最

高のサービスを提供し、お客様

から選ばれるタクシーであるこ

とが、いずれ自分に返ってくる

ということ、大変な状況だとい

うことは十分理解しているが、

乗務員の皆さんには投げ出さず

に頑張ってもらいたい。

次回の団体交渉は3月10日

を予定しています。

上部団体の全自交東京地連

は、千駄ヶ谷の全自交会館に

おいて3月5日に第1回中央

委員会を開催し、「2021春闘

春闘方針」を確認しました。

「ストラ

ト权」を確立しました。

これを受けて「2021春闘

統一要求書」の回答指定日を

今月25日としました。制度

政策要求では5月18日に予

定する国会議員らに対する請

願行動について、請願署名の

締め切りを4月26日とし、

加盟単組の組合員への署名協

力と締切徹底を求めました。

溝上執行委員長は「お客様の

移動確保のために命がけで取

り組んでいる仲間に報いる春

闘にしなければならない」と

決意を述べました。開会のあ

いさつでは、菊池るみ副執行

委員長が「今春闘では要求を

控える組合組織もあるなどと

聞きます。厳しい情勢だが、

厳しいからこそ要求はしなけ

ればならない。コロナ禍の中

でも多くの仲間が働いていま

す。この力を集結して春闘方

針を固めてほしい」と求めました。続いて溝上委員長は

「感染対策を徹底したニュー

ノーマルタクシーを1両でも

多く走らせることが乗務員と

利用者の安心・安全はもちろん、タクシーを利用してもらうための大きなアピールに繋がる」と強調しました。

## 全自交東京地連 第1回 中央委員会

「2021春闘方針」

全自交東京地連

第1回 中央委員会

3月9日(水) 14時から  
本社棟301会議室において  
第2回団体交渉が行われました。  
吉岡副所長が出席、組合側は

菊池執行委員長、筒井書記

長、河西執行委員、杉元執行

委員の4名が出席しました。

始めに、日本交通グループ

連絡協議会からの「2021

年春闘統一要求書」、上部團

体である全自交東京地連から

の「統一要求書」を木塚所長

に手渡しました。

昨日は日交金体でフードデリ

バリーの件数が21件の中で

東洋は2件でした。一日にそ

れくらいの件数であれば賞与

の計算時にまとめて入力する

作業もできないことではあり

ません。前向きに検討してい

きます。これはいつまでの期

間での要求ですか?

(組合側) コロナが終息すれば

フードデリバリーの配車も

なくなるかもしれません

現時点で不利益な扱いになっ

ているに違いないので、是非

フードデリバリーの実車キロ  
前向きに検討

賞与算定の2020年12月から実車キロを反映させて頂きたい。今度の4月の賞与に反映する事は可能ですか?

(経営側) 賃金要求のフード

デリバリーの実車キロについて取れることが確認できました。実際にどのようになります。

(経営側) 賃金の改善につい

て、無線センターカラーデータとして取れることが確認できました。

実際にどのようになります。

(組合側) 賃金の改善につい

ては全部を見直し、協議していかないと回答は難しくなります。

日交グループ春闘要求

車両代替6年又は60万キロ

スタッフレスの全輪装着

車載機器不具合の改善

有給休暇の平均當収賃

(※既に東洋では取れている

ものも含まれています)

乗務員負担の撤廃

退職金の制度化

65歳までの雇用保障

労災補償の見直し

単組要求との同時解決

交通政策の積極的取り組み

事前協議制と合意協定の締結

東京地連春闘要求

年間12万円の原資要求

A型貨金の一時金の要求

足切り基準の見直し・引き上げ、一時金支給基準の緩和

乗務員負担の撤廃

退職金の制度化

65歳までの雇用保障

労災補償の見直し

単組要求との同時解決

交通政策の積極的取り組み

事前協議制と合意協定の締結

本馬場広海さん  
(5669)が2021年2月27日に享年51才で逝去されました。今年の3月で在籍8年を迎えるところでした

が、先月体調を崩され入院して治療を行つた。いつも笑顔で煙草を吸いながらお話をしていた姿が印象的でした。亡くなつたという現実が未だに受け入れることができません。

本当に残念です。心よりご冥福をお祈り致しました。

その他の要求項目について現状維持という回答でした。

次回は3月23日に交渉を行つ予定です。

(経営側) 検討します。

## コロナ禍における〈ろうきん〉の 特別対応について



〈ろうきん〉は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う「勤労者生活支援特別融資制度(新規・無担保)」の業態統一対応について、以下の通り取扱期間の延長と一部制度の拡充を実施します。

<2020.4.1～2021.3.31まで>

対象者	新型コロナの影響での収入減少等により生活資金等が必要な会員組合員
融資金利	年1.50% (固定金利、保証料込)
限度額	100万円(教育・住宅資金を含む場合は300万円)



<2021.4.1～2022.3.31まで>

対象者	新型コロナの影響での収入減少等により生活資金等が必要な会員組合員
融資金利	年1.00% (固定金利、保証料込)
限度額	200万円(教育・住宅資金を含む場合は300万円)

※制度の詳細については各ろうきんにご確認ください

その他、既往融資の返済条件の見直しなど、〈ろうきん〉ではすべての勤労者の生活支援に向けた対応を行っています。  
詳細につきましては、お近くの〈ろうきん〉へご相談ください。

お近くの  
ろうきんの  
WEBサイト  
はこちら



## 労金の融資が受けられなかつた方へ 福祉協議会「緊急小口資金」貸付のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した方を対象に、総合支援資金の再貸付(最大60万円)を実施します。受付期間は、令和3年2月19日(金)から3月末までです。  
お住いの自治体の自立相談支援機関にご相談の上、市区町村の福祉協議会にお申込み下さい。

●総合支援基金 生活再建までに必要な生活費用をお貸します。

《対象者》新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯  
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくとも対象となります。

《貸付上限額》 ●(二人以上世帯)月20万円以内 ●(単身世帯) 月15万円以内

貸付期間:原則3月以内

《据え置き期間》 1年以内 《償還期限》 10年以内 《貸付利子・保証人》 無利子・不要

(今回の特例措置では償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します)

## 「新型コロナウイルス感染症対策」 「ライドシェア合法化反対」制定を求める 請願署名にご協力お願いします！

ハイタクフォーラムが2021年5月18日に請願行動を行います。  
タクシー・バス産業の破壊を引き起こすライドシェアの合法化に反対し、  
地域公共交通として重要な役割を担うハイヤー・タクシーの機能が十分  
発揮できるよう、タクシー適正化・活性化特別措置法の再改正を求める  
署名です。私達の産業を守る為、一人でも多くの署名が必要です。  
組合員の皆さん、ご協力をお願いします！！